

学卒業の獣医師に對しましては、装蹄師の無試験免許を行わないこととしたし、また陸軍関係の特修技術者に対する無試験免許の制度もとりやめることにいたしましたのであります。また一方装蹄師の養成を目的とする学校の卒業生については、所定の課程を修めた者は当然無試験で免許を受ける資格があるものであります。学校教育法の改正に即応して、実業学校または実業専門学校のかわりに装蹄高等学校または大学を卒業することによつてその資格を與えることにいたしましたのであります。なお装蹄関係の実業学校または実業専門学校卒業生並びに新制大学の卒業生以外の獣医師またはその免許資格者等については、昭和二十八年末までは装蹄師の免許を受けられる資格が與えられますが、昭和二十九年以降からは、これらの者についての無試験免許の特典をなくしたいと思ひます。

第二は装蹄師の業務の状況を一層的確に把握するために、装蹄師は毎年十二月三十一日現在により所要の事項を農林大臣に届け出ることとしたのであります。

第三に行政の裁量による装蹄師の免許の取消または業務の停止処分が過誤または専断により装蹄師の権利を不当に侵害することを防ぐために、行政がこれらの行政処分をするには、公開による聴聞を必要とすることとしたのであります。

最後に罰則の金額を現在の経済状態に適合するよう改めたこととあります。

以上が本法案の概要であります。どうぞ慎重御審議の上御可決をお願い申し上げます。以上簡単に御説明申し上げます。

○千賀委員長 次に農地調整法等の一部を改正する法律案について趣旨の説明を求めます。

農地調整法等の一部を改正する法律案
第一條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條ノ八中「第三十四條第一項第三項乃至第六項」を「第三十四條に改め、同條の表中

第十條第二項 前項各号
農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項

第十條第二項 前項各号
農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項

第十五條ノ八中「第三十四條第一項第三項乃至第六項」を「第三十四條に改め、同條の表中

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

第三十條第一項 市町村

した補正予算額を加えて二百三十一億三千九百万円であるのに比較しますと、三十六億五千七百万円の増加となつております。國の歳出合計が昭和二十五年年度の六千六百四十五億七千六百万円に比し七十一億五千五百万円を減じ、六千五百七十四億二千百万円となつてゐることを考えあわせると、来年度における農林関係の予算の重要性がおのずから明らかとなると考えるものであります。

その内容についての第一は、政府が最も重点を置きました食糧増産並びに農業振興に関する問題であります。まず第一に主要食糧農作物の種苗対策について、麦、雑穀、とうもろこし、ばれいしよの原種圃施設のほか、稲一万二千町歩、麦一万町歩の採種圃設置に必要な補助として二億九千九百万円、前年は一億一千六百万円であつたのであります。これを計上してあります。

第二に、單作地帯対策であります。單作地帯の稲作の安定化と増産を目標として、温床苗代施設、保溫折衷苗代施設、紫雲英採種圃施設、菜種の共同育苗圃についての補助五億七千七百万円を計上いたしてあります。次に、主要食糧農作物の病害虫防除対策であります。特に米麦の病害虫による損害を防止するため、常習被害面積約三千万町歩、麦作二十万町歩の病害虫防除のための薬剤費及び全国播種米麦種子消毒費を補助して、米百万石、麦五十五万石程度の減収を防止するための補助金として二億六千九百万円、前年度は二億九千五百万円で多少減少したような数字になつておりますが、二十五年年度におけるジ

○千賀委員長 引続きまして、これより先般國會に提案になりました昭和二十六年年度予算の中で、農林省関係につきまして政府より説明を承ることにいたします。

○島村政府委員 政府が本國會に提出いたしました農林省関係の一般會計及び特別會計並びに公共事業関係の昭和二十六年年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。この詳細につきましては、予算案関係書類をごらん願ふことといたしたいと思ふのであります。その要点について政府の施策の存するところを概要御説明申し上げる次第でありますので、御了承をお願い申し上げます。

まず、一般會計分については、歳出總計において昭和二十六年度は二百六十七億九千六百万円でありまして、昭和二十五年年度、前國會に提案いたしました補正予算額を加えて二百三十一億三千九百万円であるのに比較しますと、三十六億五千七百万円の増加となつております。國の歳出合計が昭和二十五年年度の六千六百四十五億七千六百万円に比し七十一億五千五百万円を減じ、六千五百七十四億二千百万円となつてゐることを考えあわせると、来年度における農林関係の予算の重要性がおのずから明らかとなると考えるものであります。

その内容についての第一は、政府が最も重点を置きました食糧増産並びに農業振興に関する問題であります。まず第一に主要食糧農作物の種苗対策について、麦、雑穀、とうもろこし、ばれいしよの原種圃施設のほか、稲一万二千町歩、麦一万町歩の採種圃設置に必要な補助として二億九千九百万円、前年は一億一千六百万円であつたのであります。これを計上してあります。

第二に、單作地帯対策であります。單作地帯の稲作の安定化と増産を目標として、温床苗代施設、保溫折衷苗代施設、紫雲英採種圃施設、菜種の共同育苗圃についての補助五億七千七百万円を計上いたしてあります。次に、主要食糧農作物の病害虫防除対策であります。特に米麦の病害虫による損害を防止するため、常習被害面積約三千万町歩、麦作二十万町歩の病害虫防除のための薬剤費及び全国播種米麦種子消毒費を補助して、米百万石、麦五十五万石程度の減収を防止するための補助金として二億六千九百万円、前年度は二億九千五百万円で多少減少したような数字になつておりますが、二十五年年度におけるジ

○島村政府委員 政府が本國會に提出いたしました農林省関係の一般會計及び特別會計並びに公共事業関係の昭和二十六年年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。この詳細につきましては、予算案関係書類をごらん願ふことといたしたいと思ふのであります。その要点について政府の施策の存するところを概要御説明申し上げます。まず、一般會計分については、歳出總計において昭和二十六年度は二百六十七億九千六百万円でありまして、昭和二十五年年度、前國會に提案いたしました補正予算額を加えて二百三十一億三千九百万円であるのに比較しますと、三十六億五千七百万円の増加となつております。國の歳出合計が昭和二十五年年度の六千六百四十五億七千六百万円に比し七十一億五千五百万円を減じ、六千五百七十四億二千百万円となつてゐることを考えあわせると、来年度における農林関係の予算の重要性がおのずから明らかとなると考えるものであります。

その内容についての第一は、政府が最も重点を置きました食糧増産並びに農業振興に関する問題であります。まず第一に主要食糧農作物の種苗対策について、麦、雑穀、とうもろこし、ばれいしよの原種圃施設のほか、稲一万二千町歩、麦一万町歩の採種圃設置に必要な補助として二億九千九百万円、前年は一億一千六百万円であつたのであります。これを計上してあります。

第二に、單作地帯対策であります。單作地帯の稲作の安定化と増産を目標として、温床苗代施設、保溫折衷苗代施設、紫雲英採種圃施設、菜種の共同育苗圃についての補助五億七千七百万円を計上いたしてあります。次に、主要食糧農作物の病害虫防除対策であります。特に米麦の病害虫による損害を防止するため、常習被害面積約三千万町歩、麦作二十万町歩の病害虫防除のための薬剤費及び全国播種米麦種子消毒費を補助して、米百万石、麦五十五万石程度の減収を防止するための補助金として二億六千九百万円、前年度は二億九千五百万円で多少減少したような数字になつておりますが、二十五年年度におけるジ

○島村政府委員 政府が本國會に提出いたしました農林省関係の一般會計及び特別會計並びに公共事業関係の昭和二十六年年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。この詳細につきましては、予算案関係書類をごらん願ふことといたしたいと思ふのであります。その要点について政府の施策の存するところを概要御説明申し上げます。まず、一般會計分については、歳出總計において昭和二十六年度は二百六十七億九千六百万円でありまして、昭和二十五年年度、前國會に提案いたしました補正予算額を加えて二百三十一億三千九百万円であるのに比較しますと、三十六億五千七百万円の増加となつております。國の歳出合計が昭和二十五年年度の六千六百四十五億七千六百万円に比し七十一億五千五百万円を減じ、六千五百七十四億二千百万円となつてゐることを考えあわせると、来年度における農林関係の予算の重要性がおのずから明らかとなると考えるものであります。

エー、キジの災害及び稲熱病の異常発生に伴い異常補正予算が成立したのであります。この減少はさような事情であることを御承知願いたいと思ひます。次に、植物防疫法の施行につきまして、外国からの病害虫の侵入並びに国内に発生する特殊病害虫の伝播を防止し、さらに一般病害虫の異常発生に対処することを目途として、ばれいしよ輪廊病の駆除、アメリカヒロヒトリの防除、動力防除機具の購入等に必要経費の補助として一億五千百万円を計上しております。次に、北海道農業振興対策並びに北海道開発対策であります。北海道農業振興のため

の氣候、土性等天恵に乏しい北海道における農業振興を目途とし、心土耕及び混層耕による地方の回復培養に必要なトラクター購入の補助、並びに北海道農業と不可分のてん菜糖業振興を目途としたてん菜病虫害防除等を行うための補助として七千二百万円を計上いたしております。北海道開発対策としては、酸性の強い低位生産地帯に對し炭酸石灰施用による土地改良を行うための炭酸石灰購入費補助として三千五百万円を計上いたしております。次に、農業の共済再保険対策であります。末端組合の事務能力を整備するため、一組合当り一名の人員費補助を二名に増加することとし、九億四千三百万円を、さらに突発災害に即応しうため、再保険支拂い基金を農業共済再保険特別会計に設置し、同勘定に二十五億五百万円を計上いたしております。さらに農業共済再保険特別会計への繰入れ、すなわち水陸稲及び麦に對する共済掛金のうち、消費者負担分を国庫負担とするために必要な経

費として四十一億六千二百万円を食糧管理特別会計に計上いたしております。次に、農業委員会に必要な経費としまして、農民の自主的意志に基いて農業振興計画、農地関係の調整並びに農業技術の改良等を総合的に計画実施せしめるため、地方公共団体に農業委員会を設置することとし、そのために必要な補助十八億六千八百万円を計上しております。第二に、農業振興と密接な関係を持ちます農業改良費及事業については、特に一市町村当り一名の設置を目途として補助職員の増員を配慮し、さらに試験研究機関の充実を目途として、農業改良局関係で合計十八億七千八百万円を計上いたしております。第三に、農業生産力の向上及び農家経済の安定に密接な関係を持つ畜産振興の關係であります。まず畜産振興の根柢をなす家畜の改良増殖を目途とした種畜の購買、貸付の事業、種畜の輸入に必要な経費のほか、人工授精施設に對する補助等に一億一千七百万円を計上しております。次に有畜農家の奨励対策であります。有畜農指導指定地設置、自給飼料の増産確保、牧野の荒廃を防止するための牧野法の施行、酪農振興、飼料の生産指導並びに品質保全に必要な経費として二千四百万円を計上しております。次に、家畜衛生対策として、各種家畜疾病の予防及び撲滅、早流産の防止、初生畜の損耗防止、人工授精の普及をはかる

目的のもとに、家畜衛生技術の刷新、獸医師免許審議会の運営、獸医師国家試験及び裝蹄師免許試験の実施に必要な経費として三億八百万円を計上しております。次に、重要な種畜の生産地である北海道の畜産を振興するための補助として九百万円を計上しております。次に、優良種畜の改良増殖、飼養管理、貸付、種付を行うほか優良純系な飼料作物種子の確保をはかるために必要な種畜牧場の経費として二億四千六百万円を計上しております。第四に、養蚕振興対策であります。養蚕を振興し蚕糸の技術を改良する等のために一億四千三百万円を計上いたしております。また、これらの中で特に前年に比し重点が置かれていたのは、蚕糸の技術改良に必要な経費一億百でありま

す。第五に、林業振興対策であります。森林資源の培養、国土の保全を目的として林業の改良普及、森林協同組合の設立指導及び育成、ならびに造林の促進等でありまして、それら前年比に比し増額されております。林野関係で、昭和二十六年十一億九千六百万円と、前年十五億四千万円に比し予算額が減少しましたのは、主として薪炭需給調節特別会計の整理に伴うものでありまして、実質的な減少ではないのであります。第六に、水産振興対策であります。水産増殖のために四千九百万円、その他漁業制度改革の実施、水産業協同組合の強化等を目途とし、水産関係で九億二千九百万円を計上いたしております。第七に、農林省関係を通じまして、前年に比し著しく減額されておりますものを申し上げます。臨時物資需給調整法関係の統制のための費用、自作農創設特別措置法に基く既墾地の調整、森林資源造成法に基く農林中央金庫に對

する造林費立替金支拂いの減少、薪炭需給調節特別会計関係の経費等であり、いずれも実質的な経費の削減ではないのであります。以上をもつて一般会計についての説明を終ることとし、次いで農林省所管の特別会計の關係について申し述べることといたします。第一に、食糧管理特別会計についてであります。次のような食糧統制に對する構想の下に予算案を準備いたしております。まず、麦類の需給の安定に伴い、昭和二十六年産麦については強制供出制をとりやめ、農民の売渡し申込みに応ずる一定価格による政府買入制とすること。次に、十一月以降は、米のみに對して成人一人一日当りおおむね一合五勺の配給を行うこと。次に、生産者価格は、パリテイ指数一九五に特別加算額を加え、対米価比は小麦、裸麦六四、大麦五四とする。次に、昭和二十六年産米に對する早場奨励金を三十億圓とする。次に消費者価格は昭和二十六年一月以降、精米十キロ五百十五円、小麦粉十キロ四百二十五円、精麦は十キロ四百円、輸入精米は十キロ四百六十五円とすること。次に、輸入米麦は全量政府が買入れて管理するものとす

る。輸入補助金は二百二十五億圓とすること。次に年度末における食糧証券の発行限度を、前年度の千八百八十億圓から千二百四十億圓に引上げること。次に所謂インベントリーファイナンスは行わないこと。次に従来公団において取扱つていた砂糖及び原糖麻袋の業務を政府で行うこととして、これに必要な経費を計上いたしております。右のような方針のもとに、歳入歳出とも五

千五百六十三億四千五百万円を計上いたしております。第二に、国有林野事業特別会計についてであります。まず、植伐均衡の原則にのっとり正常伐採量四、二八八万六千石の伐採を行い、他方造林事業、林道事業の強化によつて造林を進捗するとともに奥地林開闢に重点をおくものとす。造林、林道、種苗養成等に對する投資は九十六億九百万円を予定し、そのうち前年度において米國對日援助資金特別会計から受入れた三十億圓については二十六年産において預金部から受入れることとする。右に基いて歳入歳出とも百四十四億三千

百万円を計上いたしております。第三に、農業共済再保険特別会計についてであります。まず、補正予算によつて本特別会計の赤字を補填する方法が時期的ずれを生じて不合理であるので、これを是正するために二十五億圓の支拂基金を設定いたしまして支拂の円滑を期しております。さらに、本特別会計の赤字の原因が一面の共済掛金率の低位に存することにんがみまして、二十六年四月以降これを一、五〇八%から四、五五三%に引き上げることとした。右に基きまして農業勘定では歳入歳出とも八十億千百万円を計上いたしております。次に家畜勘定であります。牛馬の市場価格の値下りを見込むほか、加入予定数の増加及び共済掛金率の増加を考慮いたし、歳入歳出をそれぞれ十億三千百万円といたしております。業務勘定については別段取立てて申すべき点もありません。

第四に、自作農創設特別措置特別会計についてであります。昭和二十五

年七月三十日まで完了していない既
地五千町歩、未墾地六万八千四百四
十二町歩の政府による買収を行い、既
地五千町歩、未墾地二十一万九千三
百町歩、牧野十四万四千九百六十五町
歩の売渡を行うことといたします。

自作農創設維持特別措置法及び農地
調整法の適用を受けるべき土地の譲渡
に関する政令第二條の規定によつて、
強制譲渡の対象となるものうち、国
の買収が予定される三千町歩及び同政
令第八條の規定によつて、競売を申出
た者が政府に買い取ることを申し出る
と予想される一千町歩を政府において
買い取ることといたしております。

創設された自作農が自作をやめる場
合、「自作農創設特別措置法及び農地
調整法の適用を受けるべき土地の譲渡
に関する政令」の施行による農地価格
の改訂の結果自作をやめる者が受ける
不当な利益を同政令第三條に基いて国
に納入せしめる差金収入を九千九百萬
円に納入しておりますが、同様に牧野に
ついて差金収入を三百万円予定して
おります。前述の政令によつて二十六
年度をもつて自作農創設特別措置法に
よる農地等の政府買入及び売渡しは打
切られることとなりますので、農地等
の売渡し収入から買収対価を控除した
歳入超過額等は一般会計に繰入れるこ
とにいたしております。

なお、本特別会計の予算とは無関係
ですが、農地証券の繰上償還の残で、
昭和二十六年に繰り越されるものは、
約十四億四千万円あります。右の様な
構想に基いて、歳入を二十億五千七百
万円、歳出を二十億五千七百円と計
上いたしましたわけでありました。

第五に、開拓者資金融通特別会計に

ついてありますが、開拓地の入植者
に対する農業資金共同施設資金及び昭
和二十一年、二十二年入植者でいま
だ本融資を受けていないものに対する
家畜導入資金として貸付金十四億二千
三百万円を予定し、その財源を前年度
同様一般会計から繰入れることといた
しました。右のほか、昭和二十一年よ
り二十三年に至る間に貸付財源調達
のため、発行された国債の利子支拂い
のために必要な財源一億五千万円も一
般会計から繰入れることとしておりま
す。右のような方針で歳入歳出とも十
六億六千六百万円計上しております。

第六に、森林火災保険特別会計につ
いてであります。森林火災の被害に
過保険料無事でもし金支拂いの財源に
充てるための前年度繰越資金の受入れ
等の歳入と人件費及び事務費等の歳出
を計上し、歳入歳出ともに七千九百萬
円といたしております。

第七に、漁船再保険特別会計は、再
保険料収入、未経過保険料等の歳入と
事業運営に必要な人件費事務費等の歳
出を計上し、歳入歳出ともに三億一千
万円といたしております。

第八に、国営競馬特別会計につきま
しては、競輪との競争、一般購買力の
低下等を見越して歳入の減少を見込む
ことといたしまして、投票券勘定の歳
入歳出四十九億九千九百万円増の十三
億二千七百九十九万円といたしてあり
ます。

第九に、農業、林業、水産業等の原
始産業の生産基盤を強化することを目
途とし、長期かつ低利な金融の道を開
くことといたしまして、一般会計、米
穀日援助見返資金特別会計及び大蔵省
預金部資金特別会計からの繰入金を財

源として農林漁業資金融通特別会計を
設置することといたしました。昭和二
十六年度におきましては、とりあえず
一般会計から二十億四千万円、米穀日援助
見返資金特別会計から四十億四千万円を支出
し、その合計六十億四千万円を土地改良、小
水力発電、造林、林道、漁港、北海道
魚田開発等に重点的に融資する計画で
あります。この融資が補助金及び自
己資金と合体されて計三百六億四千万
円の事業量が完遂できることとなるので
あります。

次に、公共事業費について申し上げます。
公共事業費の総額は昭和二十五年
度の九百七十億に比し百十億増加され
た千八百七十億となつておりますが、昭
和二十五年は見返り資金に百十億を
見ており、昭和二十六年はこれが困
難な状態にあるので、これを考慮すべ
ば昭和二十五年と同額と考えるので
あります。このうちの農林省関係のも
のについて申し上げます。

まず、災害復旧関係を除いた一般公
共事業費五百七十六億九千九百万円の
うち農業部門においては、前年に比し
三十六億九千九百万円増の百二十一億
九千九百万円あります。林業におい
ては、同じく十三億九千九百万円増の
五十九億九千九百万円、水産において
は、五億七千九百万円増の十三億二
千四百九十九万円がそれぞれ計上されて
おります。

右によりまして昭和二十六年中の
実施を期しております事業のおもなる
ものの概要は次の通りであります。も
ちろん今後地区別に決定されて行きます
ので、各事業間に動きが生じますこと
とは、あらかじめ御承知願うこととし
て、まず農業の百二十一億九千九百万

円については、開墾に四十三億三千二
百万円を投じ、新たに六千五百戸を入
植せしめ、既入植者と合せて約三万六
千町歩の開墾を行い、また建設工事
では前年同様六地区の大規模開墾、
継続地区である十八地区の開墾、
二千二百七十七地区の代行開墾及び前年
同様の二千町歩の小規模補助工事のほ
か、新規事業として二万八千町歩の新
規開墾地の酸性土壌改良を行い、農村
人口の圧力緩和、適正規模農業の確立
を目標に食糧増産に努めたいと
存じております。千拓に十七億七千四
百万円を投じ、二十四地区の開墾千拓
と五十七地区に及ぶ代行千拓及び補助
千拓を計画し、特に残工事のうち急速
に効果の上るものに重点的にこれを施
行せんとするものであります。農業生
産力の増強を行うため、灌漑排水に四
十九億九千九百万円を投じ、総合灌漑排水
は継続分七地区、新規として五地区を
計画し、国営直轄灌漑排水については
五十九地区、府県営大規模灌漑排水に
ついては百七十九地区、府県営小規模
灌漑排水については百四十五地区、国
体営灌漑排水としては四十三地区を計
画しております。土地改良に三億四千五
百万円を投じ、治水施設六十三地区、
暗渠排水施設については百六十七地
区、客土については四十五地区、その
他地区画整理百四地区、シラス地帯の土
壤保全工事九地区を計画してありま
す。このほか防災施設として二億四千
二百万円を計上し、これにより防災た
め池十七地区、旱害恒久施設二地区、
千拓堤堰五十四地区の補強などを行
うものであります。

林業の重要性については申し上げる
までもありませんが、二十六年の五

十九億四千九百万円の内訳は、民有林
造林に二十一億六千九百万円を投じ、
二十八万四千町歩の造林計画を期して
おります。またそれと同時に造林費の
一時支出と、森林資源の長期固定とい
う不利な経済事情にあるこの事業に対
して、以上のような計画のもとに造林
計画を期しております。公有
林野官行造林に一億六千九百万円を投
じ、千五百町歩の造林と補助二千町
歩、撫育五万町歩を行い、治山事業に
二十七億七千万円を投じ、二万七千
町歩の治山を計画し、河川の水源地帯
の保全をはかり、国土の荒廃防止を行
わんとするものであります。林道につ
いては木材の正常伐採と里山の荒廃防
止のため七億七千万円を計上し、
民有林開闢林道千六十二キロ、奥地林
開闢林道七百九十一キロ、北海道にお
ける林道七十九キロを計画してありま
す。

水産の十三億二千九百万円について
は、漁港については新規港数はいまだ
決定をしておりませんが、継続分とし
ては百三十六港を計画し、漁業生産の
増強をはかり、漁民生活の安定を期す
るものであります。このほか魚田開闢
及び作業船の整備を新規事業として計
画しております。

災害復旧関係は、総額において前年
度に比し七十億四千万円減の四百億とな
つておりますが、このうち農林省関係の
配分については、農業は前年に比し十
二億五百万円増の八十三億七千九百万
円、林業は前年に比し十六億五千九百
九百万円増の二十億五千九百万円、水産
は前年に比し一億七千九百万円減の四億
三千九百万円となつております。

以上をもつて事項別の大要の説明を

以上をもつて事項別の大要の説明を

いたしたのでありますが、政策的観点からこれを概観いたしますと、農業の振興及びその生産力の増強のために補助施設の重点的施行、米価対策における特別加算制の実施等、興産増産政策の強化が目立つております。また農業振興に關係の深い畜産の振興にもできるだけの経費を注ぎ、蚕糸、水産、農地、食糧、林野をも含め、日本経済の安定と自立のための財政政策のもとにおいて、それ／＼所を得た予算が計上されていくと考えるものであります。冒頭に述べましたように、總予算中における農林省關係の予算のウェイト、特に農業政策關係予算のそれが増大いたしておりますことは、今日農業政策が非常に重要な段階に到達しているとともに、それに即応した政府の決意が現われているとも言えるかと思つております。

最後に痛切な要望のありました農林水産業に対する長期資金の確保につきまして、前に申し上げました通りに、遂に特別會計による農林中央金庫の活用が実現されることとなりましたことは、農林政策に画期的な重要政策の一つが新たに登場したものと考えますが、以上各項の施策によつて昭和二十六年年度をもつて農林政策の新生の年となし得る基礎をなし得るものかと考えるのであります。

以上金額は百万円をもつて打切つて説明いたしました。御了承願ひ、私の説明を終ることにいたします。

○千賀委員長 この際農林省の一部を改正する法律案、並びに農地調整法等の一部を改正する法律案について質疑を行うことにいたします。

最初に農林省の一部を改正する法律案について質疑をお許しいたします。

○小笠原委員 ちよつと政務次官に……。これは御質問を申し上げるということになるか、あるいはまた御注意を申し上げることになるかわからぬが、従来こういう法案が出て、罰則事項がある。こういうことは特に民間で提案され、法文化し、すでに二年経過したにかかわらず、その取締りに対して、各地方警察や検察庁に連絡はとらぬでおつて、放任されておる部分がある。従つて何か罰則事項に関する問題の告発があつても、取上げないというものが今日までの現象なんです。そういうものは農林省の方で通告してないことに基くものであるのじやないかとわれ／＼は思つておるのであります。現にこの前やつた家畜商法の取締り、これは無免許が横行した。ところが税務署が無免許に対して税金を賦課しないというところで大騒ぎをやつておる。だからこういう法案が幾ら出て、罰則事項があつても、連絡をとらないというところ、取締り方面の關係者が、立ち上ぬという問題が起きておるのです。それを特に罰則になつて、農林省の方でも、すべて法案になつたものに対しては、特別の実行ができるように、罰則であらうと、その他のことであらうと、それ／＼手配をしないと、思わざる失態を招くような現状である、こう思つておる。どういふ一体従来できた法案に対して、どういふような手続をしておるか。その内容をよくおわかりであつたら御説明願ひたい。

○山根政府委員 罰則の檢察当局による勵行が十分でないじやないかというような御意見であります。実は私も、これが新しい法案をつくりました場合に、これを周知徹底させるために、形式的には全国に周知されるわけになるのであります。このほかにさらに大体年に一度または二度、特に国会が終了いたしました直後に、農林省部長なりあるいは庶務課長の会を開きまして、新法案の説明会を開いておきます。ただ従来やつて来ておる適用が勵行されてないという事実、私どもも御注意として承りました。この法案の施行適用にあたりまして、遺憾のないように期したいと思つております。

○小笠原委員 局長の御説明によると、各關係県とか、課長會議とかいうことを申されたが、そうじやないのだ。取締りの警察の方、あるいは檢察庁の方で、その通知をしないというのか、連絡をしないというのか、そういうことをやつて、告発しても受入れない。これはふじぎな現象だ。私はこの法案ができた以上は、通告があるうが、連絡がなからうが、そんなものは法律によつて処断すべきものと心得ておる。これは當局もその通りに考えられるのだらうが、しかしながら、それを全然わからぬといつて、相手にせぬといふことがある。そこであなた方は、自分の系統的な方にだけ説明しておつて、法的措置を取らうとこの官庁に對しての連絡が悪いのじやないかと思ふ。これは連絡がなくてもやることは当然であるから、ほつておいてもそれ／＼が悪いと言われればそれまでだ。しかし実際にいられないといふことになつたらば、これはいづれの欠陥にせよ、その担当しておる關係の方には、それだけの連絡をとらぬといふことになるのじやないか。そういう点はどうなつておるかといふことを伺つておる。

○山根政府委員 従来罰則を規定いたしました法案が公布になりますと、特に檢察当局へ連絡することはお話のうにいたしてはなかつたのであります。ただせつかくできました法案の罰則が適用されないで、非常に弊害を生ずるような事態がありますれば、檢察当局の注意を喚起することにはやぶさかでない気持でおるわけでありまして、そういう事態がありますれば、また私どもの方で調査の結果わかりましたらば、そういう措置をとりたいと思ひます。

○小笠原委員 調査の結果ではないが、家畜商のごときは全国で無免許が横行して、告発しても受入れないという現状であるのだから、無免許を急速に取締ることをそれ／＼の官庁に連絡をとつて、急速に局長名か大臣名による通牒を發してもらわなければ困る。次に獸醫師、農林省の關係であり、獸醫師は、これは従来、あまり學問の方の問題でなく、技術的に熟達した連中が各地方にたくさんある。それが試験制度は二十八年まで、二十九年から試験を受けられないといふことになる。と、やはり試験的な關係だと、相當學力問題も加はると思ふのだが、従来のように、手腕力量等、學問を除くほかのものが備わつておるのはどうなるのだ。この点は今度の立法の中において、今の御説明には詳しくなかつた

○山根政府委員 改正案の内容について、なお若干御理解の足りない点もあるやうであります。もう一度御説明申し上げますと、二十八年の暮れまでの猶予期間を設けましたのは、従来この制度による獸醫師である者は無試験で免許をやつておるわけでありまして、ただ農林省へ申請して、登録を受ける必要があつたわけでありまして、もう一つ、軍隊の乗馬部隊等でテツチンの免許をもらつて居る人がおるわけでありまして、これも無試験で免許を受ける必要があつた。そしてやがて農林省へ申請して、登録を受ける必要があつたわけでありまして、すでに陸軍部隊の者にいつてから何年かたつておるわけでありまして、いつまでもそういう規定を設けておくのもおかしいじやないかといふことで、一応これを創る。但し罰則その日から、そういう人たちが、従来申請をしなかつたために、せつかく候補がありながら、免許を受けられぬといふことは気の毒だといふことで、そういう人たちは二十八年の暮れまでに農林省に申請してもらいたいといふことで、猶予期間を置いたのであります。獸醫師につきましても、今後の獸醫師は學校で蹄鐵工の学科が十分行われないうちに、実は新創獸醫師制度ではなつておりますので、これらには免許を與えない。ただ古い獸醫師で、従つて學校で蹄鐵の勉強をしていて連中につきましてもは無試験で免許を與える。しかしこれも二十八年の暮れまでに申請をしてもらいたい。そこで私どもの方では事務的な整理期間をそういうことにいたしました。それまでに

申出があれば無試験で免許されるといふ考へであります。さらに今後におきましては、そうした資格のいかんにかかわらず、試験制度はずつと引續いてやつて行きたい。この場合蹄鉄は主として技工の問題であるから、むづかしい試験にはなかつ合格できぬ人があつて気の毒じゃないかという御趣旨だと思つておりますが、お話のように蹄鉄は技工が主でありまして、実は私どもの方も、そういう意味で学設の試験は実地はやるわけですが、しごく簡単な問題でやつておるようでありまして、主として実地試験といひますか、そういうものに重点を置いて試験をやるわけでありまして、技師がそこまで進み程度の能力のある人であれば、学科試験もそう特にむづかしい試験はやつていないのでありますから、御心配の点もそうはなほだしいものではないのじゃないか、こういうふうな考へております。

○小笠原委員 いやそこで心配が出て来る。技工に重点を置くといふことは、ごもつともな話であります。ところが技工を試験するに足る試験官が一体日本のどこにあるか、それが問題です。現在第一ひん曲つた馬の足をまつすぐに伸ばす癖がある。そういうものを俾いと言つて技工の資格を與えておく癖がある。それが結局馬に故障を與える一番の原因になる。ひん曲つた足といふものは曲つたなりには削蹄しなければいけない。何年かかつてそれを元にもどすという方法をとらないとだめなんです。それを急遽にまつすぐにやつたのは技工の最も下手なものである。ところが今の試験官の中には、少しでも曲つたら絶対に試験に及第させない

という試験官が多い。そういうわからない者ばかりおるので、それが心配なんです。そこをどうするかは實際のおわかりになつておるのだから、局長さん、あなたもいろいろとだうかがふ。この問題は十分めんどうな問題です。獸医師さんたちに試験をさせたら、たいへんなみそになる。この点が非常にあふない。私は別に法案について反対もせぬけれども、いざ試験といふことになつたならば、試験を行う試験官をさらに試験して、それから踏み出すといふことにならぬと、全国的に非常にむづかしいことになりまして、その点ひとつ十分に注意して、試験を担当される方をお選びになつていただきたいと思つております。

○原田委員 本案は大体簡単なものでありますが、内容はいろいろあると思つております。すでに蹄師の問題は蹄師学校に入つて免許を受けられるか、受けられないか、非常に今の在学生は不安の念とともに、この法案の通過を期待いたしておるのであります。しかも参議院を通過して衆議院に付託された問題でありますので、趣旨において大體賛成であります。この際二、三お尋ねしておきたいと思つております。

第一点は、たゞいま蹄師の数はデータでいたしましたが、この中で学校を出た蹄師が何人おるか、それから軍出身の蹄師が何人おるか、これをあとでお知らせ願ひたいと思つております。今小笠原委員からお話がありました通り、牛馬も要するにいろいろな用役によつて関係が違ひますけれども、昔からのことわざに、つめなければ馬なしいといふことがありますが、つめがしつかりしていなければ使役には耐えら

れない。だから蹄師の職責は能率上にきつめて大なる影響を與える性質のものである。そういう意味から、技術の点も非常に重く見まして、蹄鉄工から蹄師といふ肩書を付與したものと申します。これは開業獸医師ももちろん相当やつてゐるものもありますが、主として現在やつておられますのは、学校出よりも軍隊出の方が多いように考えられます。しかも軍隊出の長い経験をした人が地方に轉られてやる場合も、学説とかけ離れた我流をやる蹄師が多くなつてゐるものであります。蹄師といふものの完全をはかる上において、全国的にブロックで講習会をやられる。そうして完璧を期する必要があると思つて、その点について畜産局長はどう考へてゐるか。

それから届出制に今度はなるようでありましたが、これは非常にいいことであります。今までは届出制ではなかつた。ところが届出の点において獸医師方面もなか／＼思つたように集まらなうとするといふような罰則を設けるかどうか。これはなか／＼困難が伴う問題である。これを事実において知つております。やるならば最も簡便な方法に基いて、届出を周知させる方法とは、どういふ内容であるか承りたいと思つております。

それから重要な問題は、この二十九年度で獸医師に無試験で免許を渡さなう。その他のものも一応整理するといふようなお話であります。蹄師学校の学生の問題はどうか。日本に幾ら学校があつて、これからどの程度卒業生を出す予定であるか。この際伺つておきたいと思つております。

なおこの法文ですと、蹄師はあまゝ蹄師をやる者はないので、何だか念頭に置いていないような感じがするのではありません。しかし蹄師の開業試験の場合に總点数を五十点以上とらなければならぬ。ところが蹄師の方は學術実地ともに優秀な成績の合格者がおる。ところがこれが遺憾ながら五百分点数が足らぬ、こういう者を落第に入れた。一生それに身を捧げようといふ蹄師が、蹄師は別にこういう法律でもつくつて行くといふ際、そういう者を落とすといふことは、試験委員の親心がないといひたい。今現に泣いて歎願する者が数人おられます。こういうことはよく考へていただかなければならぬ問題ではないかと思つて、少くとも蹄師は蹄師として兼業する者はございませぬ。ただその専門外でやつてもやらぬでもないようなものの点数がちよつと落ちたからといふことで落第点とみなすことは、そこにはまことに温情味がないのではないかと、こういうことはこの後いろいろ問題であるかもしれない。当局はよく考へて新たにしてもらなければならぬと思つておるものであります。そういう意味から、私もこの蹄師法案が別途の形に出ることはまことに賛成である。しかしながら今申し上げました通り、開業蹄師で現に兼業をやつておるものがたくさんおられますが、これの兼業の整理をよく考へてやつてもらひませんと、医者としての資格を持つた自由業の蹄師でさえ届出を怠る点が多くなつておるのではありません。これは統計等をおとりになるにしましても、これは必要であると思つておられることは私は必要であると思つて、そこでよほど手かげんをしても

らわなければ、結局そういう点がまた不明瞭になつて、この統計といふものは現れないようになりはしないか、その点についての当局のお考えを一応お尋ねして、次に質問を続けたいと思つております。

○山根政府委員 蹄師の現在の数字に關する統計はお手元に差上げてありますが、大体これを集計いたしました。七千四百、五百ではないかと思つて、このうち、はつきりいたしませんけれども、学校卒業者は二割くらい、あとの八割くらいが軍隊の修業者及び國が行います試験に合格した者であらうかと推定いたしております。

次に届出の問題であります。これにつぎましては、蹄師法にも同じに制度を設けて、この数字もお手元の資料にお配りしてあります。昨年度の現在をもつて届出をやつて、届出制度を実施しておるわけでありまして、おそらく百パーセント届出が勵行されたといふことではなからうかと思つております。届出が勵行されて法律ができて、本年の暮の現在で届出を開始されるわけでありまして、これにつぎましてはその間に私どもで十分この趣旨を徹底せまして、できるだけの勵行をはかつて行きたい。なお届出を怠つた者に対しては、新しい規定でもつて免許の取消しができるという規定もありません。また罰則の規定も適用になるわけでありまして、そういう点から十分徹底をいたしたいと思つております。

それから新しい制度で蹄師を教へております学校、今度の法律によりまして卒業生が無試験で免許を受け得る資格をとられます学校は、現在のところ

東京にあります日本装蹄高等学校だけ
であります。将来こうした学校がはた
してどの程度できますかは予測いたし
かねますけれども、あるいは必要によ
りましてはさらに設立をみることも考
えらるると思ひますが、現在のところ
は日本装蹄高等学校一つであります。
それから過般の獣医師の試験に装蹄
の科目を設けて、それがふでできであつ
たために、せつかくの獣医師が獣医師
の試験に合格できなかったような事例
が、三、三あるようなお話であります
が、実は獣医師試験につきましては、
御承知の獣医師国家試験施行に關しま
する免許審議會が、試験の内容を専門
的な見地から相談をいたしまして、そ
うした試験科目を決定したわけであり
まして、お話のような氣持も私もも
せぬわけでもないものでありますけれ
ども、そうした權威ある機關に諮つて決
定いたしましたものに基いて施行をい
たしたわけでありまして、最後にチ
ヤンスに漏れた方にはたいへんお氣の
毒ではありますけれども、かりにその
人の救済を考へるといふことになりま
すと、獣医師の資格といふことのほか
の面を考へて行くよりどうもいたし方
ないのではないかとしようなことを
考へておるわけでありまして、

○原田委員 今の試験の問題はあとの
祭りですから、深く言つても同じと思
ひますのでやめます。この提案理由の
中にも、農畜生産力の増強に役立つ、
こういうことが書いてある。この点を
お伺いしたい。それから装蹄師の職務
の範圍、つまり創蹄技術といふものが
あるのではありませんか、それは馬のみに
限定するのであるか、あるいは各種の
動物を網羅して装蹄師がやるようにす
るのであるか、その点についてお伺い
したい。

○山根政府委員 先ほど小笠原委員か
らもお話がありましたように、つめを
うまくつけることは、馬の能率、壽命
を健全に保持して行くために非常に必
要なことでありまして、新しい装蹄
師法によつて、装蹄師の資質の向上あ
るいは現状を把握することによつて、
私も畜産行政全般の一つの資料に
して行きたいといふようなことから、
新しい装蹄師法が農畜生産力の増強に
一役買ひ得るといふような趣旨で、提
案理由において御説明を申し上げたわ
けであります。それから第二の点は、
これも法律ではつきりいたしておりま
すが、装蹄師でなければ、馬について
は創蹄、装蹄ができない、牛について
は装蹄ができないことになつておりま
す。それ以外の動物の装蹄、創蹄は、
これは装蹄師以外の者でもやつていい
という建前になつております。

○原田委員 装蹄は装蹄師でやるとい
うことはわかります。創蹄の面であり
ますが、全国の家畜は、大家畜だけで
も、牛でも二百三十万、馬も百万はい
る。それが創蹄をやらないものが少く
とも七割あるいは八割あるのじやな
いかと思ふ。そうしますと、そういう
ものを使役します場合には、つめの創
蹄をうまくやらないために、農畜生産
力の使役の面に非常な弊害を来しまし
て、能力的にならないといふのが実験
的にたくさんあるわけでありまして、そ
ういふものは、装蹄師でなくてもかつ
てやつてよろしいといふわけなので
すか、その点をもう一度伺ひます。

○山根政府委員 馬の創蹄は装蹄師で
なければやつてはいかぬ、牛の創蹄は

装蹄師でなくてもやつていい、これは
現行法の通りを引續いてやつて行きた
い、こういうことであります。

○原田委員 たとえば自分の部落に装
蹄師がいなくて、二里も三里も引いて行
かなければ創蹄ができないといふよう
な面が、全国にはたくさんある。装蹄
だけは装蹄師がやるという限界をもつ
て、創蹄はほかの実験家があるならば
やらしてもいい。あるいは百姓が、こ
ういふ足をして、こんなげたをはいて
はつまらぬじやないかといふので、自
分でも切つてやる、こういうこと
でなければ、これは装蹄師にやらせ
なさい、なぜお前はかつて切つた、
お前は罰金だ、こういうことになるな
らば、これは私は実質的に悪い法律だ
と思ふ。だからその点は、牛でも馬で
もその他のものでも、少くとも装蹄は
装蹄師がやる、創蹄は自由放題とい
うことにしてもらいたい。そうでなけ
れば実際のうたら困る。これはあなた
方東京におられるからおわかりになら
ぬが、いなかへ行くと、もの知りとか
家畜商とか、あるいは畜産の熱心家は
自分で切つてやる。それをお前はなぜ
切つたか、装蹄師の規則があるじやな
いかと言われると、かえつてこの法律
はマイナスである。その点をはつきり
していただきたい。

○山根政府委員 この点は、実は私も
あまり技術的なことは詳しくわからな
い点もありますけれども、おそらく馬
の創蹄は牛の創蹄とある程度技術的に
も困難な点があり、従つてこれをまつ
たくのしろうとがかつてにやれるとい
うことにしておいたのでは、せつかく
りつばな馬もそこからつづれて行くと
いふような点があるために、現在の法

律ができたものと思つております。た
だお話のように、非常に不便な所で、
装蹄師が三里も五里も離れた所でない
といふ。自分で創蹄したくてもこれが
創れないといふことにはなつていない
のであります。装蹄師にあらざれば
業務となすことを得ずといふことにな
つておりますので、たとえば自分の馬
を自分で創蹄するといふようなこと
は、この法律の條項に反しないわけ
であります。業務としてするのでなけ
れば、たとえば自分の馬を自分でや
る、あるいは隣の馬をときたまそう
いふ必要があつた場合に、お手伝いで
創蹄をしてやるという程度であれば、そ
うした技能のある人であれば、これは
やつてよいといふふうな考えられま
す。

○原田委員 そこがどうも私ピンと来
ないのですが、たとえば種畜牧場ある
いは種畜分場といふものがある、そ
ういふ所に技術者がおつて、ひづめの創
蹄をしなればならぬといふことで、
もうすでに講習会をやつておる。そ
ういふ場合に、牛馬を寄せて、集团的に
獣医師が創蹄をやるのがあります。現
在やつておられます。これは業務でない
ですが、地方によつて違ふのですけれ
ども、九州あたりでは馬立てと昔から
言つてゐる。そういうものをもつて創
蹄にかえておる、その方が喜ぶ。周
期的に農繁期前に年に三回なら三回、ち
やんと部落別に寄せまして、装蹄師は
雇ひませんが、専門家がやつて、獣医
とかあるいはその附近の駐在技術員が
寄り集つて、そして創蹄をして、教え
てゐる。非常によいことなんです。
そういうことをやることになりまし
と、これはたいへん問題になると思

う。だからそういうものを營業行為と
見るかどうか、そういうものはむしろ
奨励すべきものであつて、こういうも
のは廃止すべきものじやないかと私は考
へます。その点で非常に局長と私と食
ひ違ひがある。そこを何とかしてら
いませんと、私もはこの案には賛成
しかねます。

○山根政府委員 お話のように、ある
一定期に一定の馬を集めてひづめを創
るといふことは、各地で行つておるよ
うであります。その場合装蹄師がこ
れに當つておるようであります。な
お実は法案全体の補足的な説明の一つ
として、この機会に申し上げておきたい
点は、この法案につきましては、先
ほど提案理由の説明にありましたが、
いろいろの点を改正いたしてあり
ますが、特に緊急改正の必要があり
ます。これは、先ほど原田委員からお話
がありましたように、三月の学校卒業生
を救わなければならぬといふ点からで
あります。そういう意味から、実は装
蹄師法につきましては、ただいまの
点、並びにこの前でもきました獣医師法
との比較において、罰則の点なら、あ
るいは欠格條項の点について、なお根
本的に整理をして行く必要のある條文
が若干残つておるということを承知し
ておるのであります。ただいまの装
蹄、創蹄の問題も、私も最初おことわ
りしましたように、実は専門的に十分
勉強いたしてない点もありまして、
で、この法案全体をさらに根本的に検
討する機会に、ひとつ十分研究させて
いただきます。さように思ひます。

○原田委員 今の私の要求事項を考へ
ていただけませんか。

○山根政府委員 研究させていただきます。

○足鹿委員 いろ／＼と明らかにした点が、今局長の御説明により、学制の改革によつて、本年三月卒業する者を救うためにこの法律の改正案が出た、こういうことに重点が置かれておるといふ、それだつたら、先刻も言われましたように、七千四百名の者のうち、八〇％がいわゆる昭和二十九年からは試験にパスしなければ、無試験の免許がとれなくなつて来る。いわゆる結果からみると失業という形が出て来る、そういうことになるでしょう。免許所有者で資格を有する者が一万三千三百三十六名、このうち現在やつておる者が七千四百名といふことになり、そのうち八〇％がいわゆる軍隊関係で、今まで無試験でやつておつた者といふことになり、すなわち、ちやうど無試験のときと同じような結果が必ず出て来ると思ふ。問題は現行法でどういふ弊害があるかといふこと。別に弊害がなければ、学校を卒業する者に対する対策だけならば、その点だけを修正して行けばよろしいのであつて、何か現在、法を改正して、軍隊において修練をした者、あるいはその他で資格の資格をとつておる者の仕事の上において、農民に迷惑をかけたとか、農業生産力を阻害するやうな何か弊害ができたとかいふことであるならば、私もこの法案に対して理解がつくが、ただ第一点の理由だけではわれ／＼は了承ができない。どういふ弊害があつたか、なぜ昭和二十八年度一ぱいでこれを打ち切らなければならぬのか。その点からまずお尋ねしたい。

○山根政府委員 多少誤解があるようでありまして申し上げます。従来無試験で免許をとつておつた者、すなわち軍隊の証書を持つておる者、あるいは獣医師である者、こういうものが八割くらいおるわけでありまして、この免許を二十八年度限りで取上げようといふ趣旨であります。この人たちは引続き営業ができるわけでありまして、今度の法律では、従来たとえば軍隊から卒業証書をもつて来ておつた者で、まだ農林省に申請して来てない者とか、あるいは応召して満州に行つてゐるか、そういうやうなものが若干あるかと思ひますが、大部分の人は、おそらく免許の登録を受けていると思ふのであります。それで今ただちにこれらのまだ登録を受けてない人の登録の道をふさぐのも気の毒だといふので、その人たちは二十八年度の暮れまでに申請してもらいたい、そしてそれに対しては無試験で免許を與えよう、こういう趣旨でありますので、決してそうした人たちのやり方が悪いから免許を取上げようといふ趣旨ではないのであります。

○足鹿委員 大体その点は明らかにいたしました。しかし現在行つてゐるものは、こういう仕事は必ずしも一人ではやつておらないと思ふのです。これには助手的なもの、あるいは将来養育師として立つて行こうといふやうな者、貧困な家庭に生れて、将来こういふやうな仕事に職を求めて行こうといふやうな者とか、いわゆる徒弟に似た者が、やはりこういうものには付屬して現在あると思ふのです。これは御存じだろふと思ふのです。さういふ者は、おそらく現在の受験資格に合うやうな学歴もとれないだらうと思ひます。現在やつてゐる人は、今局長の御説明で一応了承いたしました。が、そういうものに対しては一体どうして行かれるのか。これは實際問題として、将来に発生して行く問題だらうと思ひます。

○山根政府委員 裝飾師の見習をやつてゐる人たちは、実は試験の制度があるものであります。学歴その他で試験の制限はいたしません。どういふ人であつたら、国が行います試験を受けていただく、合格できれば免許を與えることになるわけでありまして、たゞもつぱらそうした技術の方面ばかりやつてゐるので、先ほど原田さんでしたかどなたかのお話にもありましたように、技術がよくてもなかに試験に受からぬ場合もあるといふ心配はあるわけでありまして、そういう人たちのために、先ほど原田委員から御要望がありましたように、今後においてそうした人たちの技能の向上といふやうな面におきましては、できるだけ機会をつくりまして、講習会なり、訓練会なり、そういうやうなものをやつて行つて、そうした人たちが試験に出まして、免許をとつていただくといふやうなことにしていきたい、かように考へてゐる次第であります。

○足鹿委員 今年の三月学校を卒業する人間は何人ほどあるのですか。

○山根政府委員 五十人くらいあるのです。

○足鹿委員 五十人のためにこういう法律の改正をやろうと言ふのですね。しかも全面的な検討は別の機会にやるということをおつしやいましたが、それはいつなんですか。

○山根政府委員 実はもう少し詳しく御説明いたしますと、日本裝飾高等学校という学校が世田谷にできておりまして、その新規卒業生が三月に出るわけでありまして、現在の法律によりまして、卒業学校または専門学校の卒業生に対しては、免許をやるという規定になつておりますので、日本裝飾高等學校といふあの学校は、現在の規定のままで、卒業することによつて無試験の免許がもらえない建前になつておるわけです。従つてわずか五十人の卒業生ではありますけれども、その点を救済するために、第一條の第四号をさういふふうに改正したいというのが法案の一つの趣旨であつたわけでありまして、ただいかに、そのためにほかに非常な迷惑を及ぼすといふやうな誤解は、まだ若干お残りのようでありますけれども、その点は、先ほど来私からお話を申し上げましたように、そのほかの人たちに非常な迷惑をかけるというふうにはならぬと思つておりますので、その点ひとつ御了承願ひます。

○足鹿委員 第一條第四号の改正のみにとどめて、あとの問題については、全面的によく御検討になつてからにしてはどうか。先刻原田委員の御質問に対しては、まだ全面的な検討が足りないといふことを御言明になつておるのではありませんから、これらは獣医師法の場合に起きた事例、その後の経過ともいへば、関連性がありますから、全面的に総合的によく検討してからでもおそくはないのではないかと。特にわれわれ最も考へさせられることは、昭和二十八年末までのことを、昭和二十六年の今この期限をちやんと区切つてしま

つてゐるということですか。この間に新しい事態が起きないとも限らないわけでありまして、ですからこれはもう少し総合的な立場から、第四号を御修正になるのは、そういう専門の学校を出た人たちが免許がとれないといふことでは矛盾でありますから、どういふやりかたで、他の條項等については、もう少しよく御検討になつて、確當の御成案を得て御提案になるのが妥當ではないかといふ感じを持つておるわけでありまして、私は専門家でもありませんが、この点について特に昭和二十八年までにこれを区切つて行くことはどうかと思ふ。しかし外から歸つた者であるとか、あるいは現在開業しておらない者でも、それに対する特殊な技能があつて、中途から新しく開業しようといふ者にとつては、さしあたりこれは支障になつて来るわけでありまして、それから、そういう点にも少し一段と考慮を拂われて行くことが、ほんとうに農業生産力の向上といふ提案理由の趣旨にも合致することになるのではないかと、たいへん意見がましいのでありますけれども、あえて私はこの点だけ申し上げて打切つておきます。

○島村政府委員 御趣旨の点はわかりませんが、畜産局長から申し上げましたように、学校関係のことが提案理由の一つになつておりますが、提案理由にも申し上げておられますように、その他さしあたり改正を要する点を二、三加えて改正したのであります。全文の改正をごらん願へば、あなたの御趣旨に合うやうになつております。それから二十八年までの期限については、たゞ／＼局長も申し上げましたように、現在やつておりますものは、

それまでに登録を受ければそれで救済できるわけですから、期限をゆつくり考えたというに平たく言えざるのではありませんかと思ひますので、さうに御承知を願ひ、どうぞひとつ御賛成を願ひます。

○山口(武)委員 本案の現行法は二十三年七月十日のものですね。そこでこの法案について考えますならば、この現行法における第二條、第三條の改正案をなぜ考えられなかつたのであらうか、この点をお聞きしたいと思ひます。この第二條におきまして、六年の懲役または禁錮以上の刑に処せられたる者は主務大臣が免許を許可しない。それから第三條によりまして、六年未満の場合におきましては免許をなさざることを得るといふことが書いてありますが、一体懲役に行つたり禁錮に行つて来たたりした人が馬の足を持つてつめを張つて金をもらつて生活を立ててなぜ悪いのか、この点に対する御説明を願ひたい。それからこの点に対する改正の意図があるかどうかという点をお聞きしたいと思ひます。

○山根政府委員 第二條、第三條の改正を同時に考えなかつたかといふようなお話のようでありませんが、実は最初私が原田委員の御質問にお答えするときに、罰則なりあるいは資格條項についてなお根本的に考え直す問題を残しておるとお断りしたわけでありましたが、そういう意味でこの問題はさらに他の立法例との比較検討なり、あるいは装蹄師業の実態に即応して、いろいろ検討を要する問題があるといふことは私も考えております。そういう意味で、できるだけ早い機会に検討の結論を出しまして、これらの点も必

要があれば改正したい、かように考えております。

○山口(武)委員 根本的なお考えの余地を残しているといふような答弁を前にしておる、そういう考えに立つておるといふことを言われておりますが、この改正法案は現実に提出されておるのです。出されて以上、これに對してどういふ考えかは當然持たれたはずだろ、検討がなされたはずだろ。私の質問に對して、そういう立場におりますあなたの御意見を伺いたいと思ひます。

○山根政府委員 現在までの研究の結果から申しますれば、現行の第二條、第三條をそのまま装蹄師の免許には適用した方が適當であるといふ結論を得ておるわけでありまして。

○山口(武)委員 これをそのまま残した方がよいといふのですが、なぜ残した方がよいのか。なぜ懲役に服して刑を落して来た者に對して、このような取扱ひをしなければならぬのか。第一装蹄師にしたならばどういふ迷惑がかかるか、むしろそういうことに對して懲役を終了者を特別扱いにすること自体が、人權を無視するやうなことになるはしないか、その人間が装蹄師になることを妨げたり、生活することに對して妨害になりはしないか、私はこの点に對してはつきり伺ひたいのです。

○山根政府委員 装蹄師は御承知のやうに他人の牛馬の装蹄、創蹄を業とするわけでありまして、そういう見地から、人格的にも、技能的にも十分な資格要件を必要とするといふのが現行法の考え方であると思ひます。最近新しい立法例におきましては、こうした懲役の規定等が――多

分御意見もそうであらうと思ひますが、そういう趣旨で緩和されておるといふことは私も承知しておるのでありまして、私も今後どういふ線で、これを改正して行くつもりであるといふことはまだ申し上げられませんが、新しいいろいろ、なその他の立法例等と照し合せまして、さらに装蹄業の実態をも考慮いたしまして、この点は研究を續けて行きたいとかうに考えます。

○山口(武)委員 さらに研究いたしたいというならばそれはそれで結構だと思ひます。だが今の局長の意見によりまして、他人の牛馬を扱うから特別な人格を必要とするのだ、このやうなことを言つておられますが、それがなぜ懲役者にとつて適格なものとしてできないことになるのか。なぜならば他人の牛馬を扱うと言ひますが、人間が生きて行く以上、これは社会の一つのつながりによつて生きておるのです。社会の人の交際によつて生きておるのです。牛、馬でなくて、人間との交際によつて生きておるのです。牛、馬の足にさわることは何ら迷惑のかかることではないのです。だからそういうやうな考え方を私は直していただきたいと思ひます。

○山根政府委員 私どもが將來二條三條を検討いたします際の考え方に対する御注意として承つておきたいと思ひます。

○横田委員 第五條のことを伺ひます。開業ノ装蹄師ハ馬ノ創蹄若ハ装蹄又ハ牛ノ装蹄ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得スこれはけつこうなんですか。しかしこういうやうな結果が農村に非常に多い。

施設があつて施設を利用できないのが農村なんです。しかも日本の農村は今供出で非常に困つておる。米価は安く、そしておのれの飯米まで削つて、これを供出優先のために取上げられておる。社会的な生産をやつておる。だからこういう農民に對しては、あつて限りの保障をしなければならぬ。ところが單にこういうふうなうたつてあるだけでは農村に今まであつたところの――こういうことをしてはならないが、実態は少しも改まつていない。もし拒むやうな結果があつたならばいけないので、これに對する法的保障を考えられる意思があるかどうかといふことを、まず一点お伺ひしたい。

○山根政府委員 開業の装蹄師が求めに應じなかつたことに對する罰則は、現行法第十一條――金額は改まりませんが、五千円以下の罰金または料金の刑が規定してあります。

○横田委員 法的保障といふのはもつと社会的な制裁を加えてもらひたい。そういう意思があるかないかを聞きた。たとえばこういうふうな拒まれた結果になつた農民に對しては、罰金だけじゃなくて、むしろ村に行つて装蹄師があやまるとか、こういう方法を改めるとか、村にはいゝゆる農業協同組合とか農民組合といふやうなものがあるから、そういうふうなところに対する陳謝の意を明らかにして、大衆にこういうことができないやうな法的保障をしてももらひたい。五千円ぐらゐはやみをやつたらすぐ返つて来るのです。だからその点を改めてもらひたい。こういう点でその法的保障を聞いておるのです。

○山根政府委員 これも現行法の規定

にもあるのですが、第九條に「装蹄師法第三條各号ノ一ニ該当スルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得」といふ規定がありますが、応招を怠つて不都合なことがありました場合に、免許の取消しといふ処分も考えられるわけでありまして。

○横田委員 主務大臣はけつこうなのですが、これが農業生産に奉仕するといふ意味において、農民からそれは許してよろしいといふやうなことを、主務大臣なりあるいはその官庁を経てその主務大臣に通ずるまでは許さない、そういうふうな改めていただく意思はあるかないかといふことを聞いておるのです。主務大臣、主務大臣と言ひますけれども、主務大臣といふやうな忙しい人が、こういう小さい犯罪に對して、どうして一々そういうことをやるものですか。そういうやうな目の届かないところに、いゝゆる農村におけるところの不平が起り、不正が起るの、その点を聞いておるのです。農民の意思を聞いてやつて、農民の意思に基いて主務大臣がそういう決定をする。そういうふうな改める意思であるかないか、それだけ聞いてやめておきます。

○山根政府委員 主務大臣が措置をとります場合には、新しい規定の第九條で「当該装蹄師ニ對シテ月期日、場所及当該処分ノ原因タル事由ヲ通知シテ公開ニ依ル聽聞ヲ行ヒ」云々と規定して、いゝゆる公聴会の制度によつて決定して行くといふ考え方をいたしております。

○千賀委員 長 お諮りいたします。装蹄師法の一部を改正する法律案に對す

る質疑は保留といたしまして、次会に譲り、今日はこの程度で散会したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めまして散会いたします。

次会は月曜日、五日午前十時から開きます。その他詳細は公報において申し上げます。

午後零時四十一分散会